

石原先生の生涯につき、一般史家ないし世人の最大の誤解は、先生が満州事変に於いて独断的軍事行動を起こし、いわゆる「陸軍における下克上」の種子を蒔いたという問題である。これは東亜連盟における国策決定の基本に関係する問題であったから、一言しておかなければならぬ。石原先生は極東国際軍事裁判の酒田臨時特別法廷における宣誓口述書に次のように述べられた。同宣誓口述書の記録には、その部分に特に「中央統帥にそむかず」という小ミダシがつけられている。

「関東軍司令官本庄将軍は、温厚な人格にかかわらず、つねに大局を判断されて、少壮幕僚の積極的意見についても十分これを傾聴するとともに、閩外の重責を一身に担い、みずから確固たる決意を持って命令を発し、大綱に関し、支持を与えられました。関東軍は軍の意見としてしばしば積極的に具申し、中央部と激しい論争をすることもしばしばあったのでありますが、窮極において軍の統帥作戦に関し、奉勅命令にそむき、もしくは奉勅支持に違反した事は一回もなかったことを断言致します。

当時、閩外の重任を有する関東軍司令官の行動で、中央統帥部と軍との間に、なんらの連絡がなくして行われた事を挙げれば、次の2つのみであります。その一つは、奉天事件突発にともなう関東軍主力の出動であります。しかしこれは前に申した通り、当時の軍事的形勢から見て、本庄将軍が関東軍司令部条令第3条ならびに平時の作戦準備に基づいてその有する任務権限を発動されたものであります。

もう1つは、10月8日の錦州方面の爆撃であります。これは当時錦州方面を占拠していた東北軍の状況を偵察するために、88式偵察機6機、押収ボテーキ5機をもって該地域を偵察させましたところ、応射を受けたので、自衛上その軍政権庁舎である交通大学および28師の兵営ならびに張作相の私邸等に約75発の爆弾を投下したにすぎません。ところがこの爆弾は7センチ級山砲くらいの大きさでありましたが、完全な投弾装置がなく、手で投げたようなあんばいで、多少弾丸が他に散ったかもしれません。しかしこれを前欧州大戦において独空軍が行ったロンドン爆撃あるいは今次戦争における米軍「B29」等の日本都市爆撃とか、広島、長崎における原子爆弾投下の惨害に比べたら、ほとんど問題にならないほどであったと確信いたします」

上の文中、「前に申した通り云々」とあるのに幾らか注釈を加えたい。満州事変の発端となった柳條湖の鉄道爆破は、関東軍作戦主任参謀であった石原先生の謀略ということがほとんど定説となっているが、石原先生は強く謀略に反対しておられたのである。当時の宣誓の

日記を見ると、この謀略について関東軍の関係者の間でたびたび論議されたことが窺われるが、石原先生の見解では、軍の人員において装備において圧倒的優位にたつ張学良軍が、劣勢の関東軍に対し、近く大規模な攻撃を仕掛けてくる事は目に見えていた。

そこで先生の作戦計画では張学良軍の攻撃がいつどこで始まっても関東軍は直ちに全力を瀋陽（当時の奉天）に集中し、敵軍の心臓部を一挙に撃砕すべき計画を立て、あらゆる訓練と準備を完了していた。上文中にも明らかなように、関東軍司令部条令第3条により、日本居留民の生命財産が敵軍の攻撃によって危険にさらされたならば、関東軍司令官は中央統帥部の命令を待つまでもなく、独自に作戦作戦を起こすことを許されていた。後日になって国の内外から問題にされるような「謀略」など、石原先生としては何ら必要としなかったのである。

それでも先生は「自分は反対であったが、板垣（征四郎）や今田（新太郎）がやってしまった」などと決して口にせぬ人であった。なお、宣誓口述書は、満州事変当時、石原先生と同じく関東軍参謀部に勤務した片倉衷氏（当時の大尉、のち中将）が起草し、石原先生が修正されたものであるが、注意して読めば、片倉氏の案文と石原先生の修正箇所とは、文体、文調によって確実に区別されよう。上記の引用文は、明らかに石原先生の文章である。